

◆医療訪問看護：訪問看護感染症対策実施加算算定について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特に必要な感染予防策を講じた上で訪問看護を行う訪問看護ステーションにおいて訪問看護感染症対策実施加算を算定することができます。

※令和3年4月1日以降に、1回目の訪問看護を行い、訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費を算定した日に訪問看護感染症対策実施加算を算定することができます。

◆4月分以降、医療訪問看護サービス実績で1回目の（精神科）訪問看護基本療養費を登録すると、訪問看護療養費明細書の「訪問看護情報提供療養費2」に訪問看護感染症対策実施加算分の1,500円を自動で算定します。その後は、（精神科）訪問看護基本療養費の30回の算定につき1回、自動で「訪問看護情報提供療養費2」に訪問看護感染症対策実施加算分として算定します。

【訪問看護サービス実績】画面（R3年4月分）

【訪問看護療養費明細書】R3.4月分】

訪問看護療養費明細書		令和3年4月分		39111111		1234567890	
サービス内容		基1:看護師等		1回		1,500円	
訪問看護情報提供療養費		1,500円 × 1回		1,500円			
市区町村等		円		円		円	
学校等		円		円		円	
保険医療機関等		円		円		円	

【請求方法】

訪問看護療養費明細書の訪問看護情報提供療養費 2 の記載欄に算定回数、算定金額を記載するとともに、「心身の状態」欄に以下の例により訪問回数を記載することになっております。

「心身の状態」欄への訪問回数の記載例：

例1) 訪問1回目(4月1日)につき、訪問看護感染症対策実施加算を算定

例2) 訪問31回目(5月10日)につき、訪問看護感染症対策実施加算を算定

例 3) 訪問 1 回目 (5 月 1 日) 及び 31 回目 (5 月 31 日) につき、訪問看護感染症対策実施加算を 2 回算定

【訪問看護療養費明細書（心身の状態欄）】

心身の状態	基準告示第2の1に規定する疾病等の有無										1 別表7										2 別表8										(3) 無																			
	該当する疾病等																																																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0		
	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0				
	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0						
	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0										

訪問1回目(4月1日)につき、訪問者満足度アンケート調査を加算を1回算定

～ご注意～

心身の状態に記載するコメントも自動で表記しておりますが、心身の状態欄の入力文字数が「252文字または6行」なので、文字数を超過しているとコメントの印字がきれいしますので、ご確認のうえ出力してください。

[訪問看護療養費請求書兼領収書]

[illegible]

またサービス実績画面に「前月までの通算訪問日数（日）」を設けました。

訪問看護感染症対策実施加算は、訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費の30回の算定につき1回、算定することができるため、前月までの通算訪問日数の確認ができます。

【例：R3.4 訪問看護サービス実績】

(HJ004)訪問看護サービス実績（月間）

R03.04 0028 給管島 太郎 きゅうかんちょう たろう 81歳

前月までの通算訪問日数（日）」 0

No サービス内容 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

1 基Ⅰ:看護師等 1 1 1

「前月までの通算訪問日数（日）」
4月分は開始月なので「0」日です。

※令和3年4月から開始なので、4月分の「前月までの通算訪問日数（日）」は「0」です。

【例：R3.5 訪問看護サービス実績】

(HJ004)訪問看護サービス実績（月間）

R03.05 0028 給管島 太郎 きゅうかんちょう たろう 81歳

前月までの通算訪問日数（日）」 3

No サービス内容 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

1 基Ⅰ:看護師等 1 1 1

令和3年4月分から起算した訪問看護療養費を算定した日数が表示されております。

※

令和3年4月から起算して訪問看護療養費を算定した日数が「前月までの通算訪問日数（日）」に表示されております。

5月サービス提供分以降は、該当月に登録されているサービスの実績集計をおこなうことで、「前月までの通算訪問日数（日）」と併せて訪問日数をカウントし、31回目、61回目等のサービスには、訪問看護療養費明細書の「訪問看護情報提供療養費2」に訪問看護感染症対策実施加算分の1,500円を自動で算定します。

◆新型コロナウイルスの感染拡大の影響で訪問看護が実績できなかった場合、代わりに看護職員が電話等で病状確認や療養指導等をおこなった場合について

サービス追加で選択するサービスマスタに「9000 コロナ特定：電話等」を追加しました。
このマスタを選択し、該当日の実績に「1」を設定して登録すると、訪問看護管理療養費のみを算定可能にします。

～ご注意～

訪問看護の代わりに電話等による対応をおこなった場合は上記操作をおこない、必ず訪問看護療養費明細書の編集画面を開き「心身の状態」欄に「新型コロナウイルス感染症の対応である」旨を入力してください。自動でコメントはでませんのでご注意ください。